

令和 8 年度茨城県障害者職場内支援者養成研修事業にかかる企画競争募集要領

この要領は、令和 8 年度茨城県障害者職場内支援者養成研修事業委託に係る公募型プロポーザルの執行及び契約の締結について、プロポーザルを提出する者（以下「提出者」という。）及び受託者が留意すべき事項を定めたものであり、提出者は、次の事項を熟知のうえ、プロポーザルを提出してください。

当公募型プロポーザルは、茨城県議会令和 8 年第一回定例会における、令和 8 年度茨城県一般会計予算の成立を前提に実施いたします。

令和 8 年度茨城県一般会計予算が成立しない場合は、提案を公募したに留まり、いかなる効力も発生しないことを了解の上応募願います。

1 募集する企画提案に係る業務の概要

(1) 事業名

令和 8 年度茨城県障害者職場内支援者養成研修事業

(2) 事業目的

令和 7 年 6 月 1 日現在で、茨城県内（以下「県内」という。）の民間企業の障害者雇用率は 2.32%となっており、法定雇用率である 2.5%を下回ると共に、全都道府県中 45 位と下位に位置しています。また、県内企業の 54.0%が法定雇用率未達成となっています。これは本県において障害者の方々が活躍する機会が十分な状況にはないことを示しており、本県の大きな課題の 1 つと言えます。

障害者雇用率が低位にある要因として、年間の新規就職件数に比べて前年からの雇用者数の増加が少なく、職場に定着できていない状況がみられることが挙げられます。したがって、障害の特性や職場定着の方法等を適切に理解し、職場内の障害者を支援する従業員（以下、職場内支援者）を養成することで、障害者雇用の定着を図ることを目的として本事業を実施します。

2 委託する業務の内容

別添「令和 8 年度茨城県障害者職場内支援者養成研修事業委託仕様書」のとおり。

3 業務委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 委託費上限額

2,402,906 円（消費税及び地方消費税含む）

5 応募資格

企画提案競争に参加しようとするものは、法人その他の団体（以下、「法人等」という。）であって、次に掲げる要件を全て満たすものとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当し

ない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 茨城県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (4) 本事業と同種又は類似の事業を実施した経験を有する者であること。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

6 応募書類

- (1) 「令和8年度茨城県障害者職場内支援者養成研修事業」業務委託企画提案応募申請書（様式1）

- (2) 応募資格等確認用書類

証明書等は、申請日前3月以内に交付されたもの。

ア 応募資格の要件をすべて満たす旨の宣誓書（様式2）

イ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

ウ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類するもの

エ 法人格のない団体にあつては、代表者の住民票の写し（代表者が外国人である場合は、外国人登録証明書の写し）

オ 茨城県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書

カ 直近3事業年度の事業報告書、決算書

- (3) 企画提案選考用書類

ア 企画提案書（様式3-1または任意様式A4版により別添仕様書の5に掲げる事項について具体的に記載してください。）

イ 経費見積書（様式3-2）

ウ 本業務と同種又は類似業務の実績

エ 法人等の概要書（様式4）

オ 法人等の概要を説明したパンフレット・リーフレット等

- (4) 提出部数

上記（1）及び（2）を1部

上記（3）を6部

- (5) 留意事項

ア 企画提案は、一法人等につき1件とします。

イ 提出された書類に虚偽又は不正があつた場合は失格とします。

ウ 提出された書類の内容は変更することができません。

エ 提出された書類等は返却しません。

オ 応募申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式5）を提出してください。

カ 採択された企画提案書の著作権は茨城県産業戦略部労働政策課に帰属します。

7 応募の手続き及び選定方法等

(1) 問い合わせ先及び応募書類の提出先

茨城県産業戦略部労働政策課雇用促進対策室 土橋

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

電話：029-301-3645 FAX：029-301-3649

電子メール rousei2@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 応募手続き

ア 応募に関する質問

(ア) 受付期限

令和8年3月11日（水）午後3時まで

(イ) 質問様式

様式は自由としますが、以下の項目を明記してください。

a 件名は「令和8年度茨城県障害者職場内支援者養成研修事業業務委託に関する質問」としてください。

b 法人等の名称、部署名、氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレス

c 質問の表題

(ウ) 送付方法

持参、FAX又は電子メールのいずれかの方法により7(1)の問い合わせ先まで送付してください。

なお、FAX又は電子メールによる場合は、電話により届いていることを確認してください。

(エ) 回答方法

質問ごとに随時、質問者に対し、電子メール又はFAXにより回答します。

なお、企画提案書の審査に係る質問には回答できません。

イ 応募書類の受付

令和8年3月18日（水）午後5時を期限とします。期限までの平日午前9時から午後5時までの間に持参、又は郵送（必着）により提出してください。

(3) 選考について

ア 選考方法

(ア) 審査会の審査結果に基づき、受託候補者を選定します。

(イ) 審査会では、6(3)「企画提案選考用書類」を書面により審査します。

イ 選定結果の通知

受託候補者の選定後、速やかに結果を通知します。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めません。

ウ 審査基準（プロポーザルの評価項目等）

①企画力

- ・ 事業目的と提案内容の整合性について
- ・ 研修の内容及び実施方法について
- ②事業実施能力
 - ・ 実施体制及び事業実施のスケジュールについて
 - ・ 同種、類似業務の実績について
- ③経費積算の妥当性
 - ・ 見積額は予算額以内であり、経費の積算は明確で妥当か
 - ・ 費用対効果に十分配慮した経費となっているか

8 受託候補者選定後の手続き

(1) 事業計画書の提出

受託候補者として選定された旨の通知を受けた者（以下「受託候補者」という。）は、受託期間中に実施する事業の計画を記載した事業計画書及び見積書を提出し、県の承認を得ることとします。

なお、県は、事業計画書の承認にあたっては、既に提出された企画提案書等の内容を基本としますが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、受託候補者との協議により、企画提案書の内容を一部変更した上で、事業計画書の再提出を求めることがあります。この場合において、受託候補者との協議が整わなかった場合は、当該計画書は不承認とし、次点者と協議を行うものとします。

(2) 契約手続き

ア 契約書の締結

県は、(1)において提出された事業計画書を承認し、受託候補者から徴した見積書の額が、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第146条の規定に基づき作成された予定価格の範囲内であることを確認したときは、同規則に定める随意契約の手続きにより、契約書を取り交わします。

イ 契約保証金

当該業務の契約に際しては、受託者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければなりません。ただし、茨城県財務規則第138条第2項第6号に該当すると認める場合は契約保証金を免除します。

ウ 委託金の支払

委託金は原則として業務終了後の精算払いとなります。ただし、所定の手続きのうえ委託金の概算払を認める場合があります。

9 事業報告等

- (1) 委託業務が終了した場合、業務完了報告書を提出していただきます。
- (2) 会計関係帳簿及び証拠書類を整備し、当委託事業にかかる経費等を明確に区分し

てください。必要に応じて検査を行う場合があります。

- (3) 関係書類は、業務が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。また、検査が行われる際は、茨城県の求めに応じ関係書類の提出等を行っていただきます。

10 その他留意事項

- (1) 受託者は、業務の一部を再委託することができます。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者等を明記の上、事前に書面にて報告し、県の承諾を得なければなりません。
- (2) 受託者は、本業務を通じて取得した個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項第1号において準用する同条第1項及び第67条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、令和8年度茨城県障害者職場内支援者養成研修事業委託契約書別記「個人情報取扱注意事項」に基づき、適正に行ってください。
- (3) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。
- (4) 本契約の執行に際しては、地方自治法（昭和22年政令第67号）や茨城県財務規則をはじめとする諸規定が適用されます。
- (5) 応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。